

図書館関係の権利制限規定の見直しに関する検討について

一般社団法人日本写真著作権協会

常務理事 瀬尾太一

(総論として)

コロナウイルス感染症の拡大によって、本年3月以来、社会機能の低下がみられ、特に4月以降、教育環境、研究環境について支障をきたす状況にあった、または支障をきたす状況にある、と認識している。

このことから停滞した機能を遠隔で行うための利用環境整備が各所で急務となっており、権利者への協力が求められてきた。特に教育環境については、権利者団体としても格別の配慮の要請に応え、社会機能の維持に協力してきたところである。

また同様に、社会的機能としての図書館運営の停止についても、研究、教育に関連して重大な問題点があらわとなり、今回の権利制限規定の見直しが提起されたと考える。

このような環境の中で、当協会としては、社会機能の維持について、肯定し、協力してゆくことを基本的な方向性としている。このため、本問題についても、前向きに対応することが基本方針となるが、細部については、写真著作権者の権利を不当に害さないよう、細やかな配慮が望まれる。以下に各論を述べる。

(1) 絶版資料へのアクセスの容易化について

まず絶版であるかどうかの判定について、一定のルーチンを決定することが必要である。絶版であれば、その出版物は流通から外れているために、著作者、出版社の流通ルートには影響を与えないため、権利制限についても否定されない。

ただし、これは本件の全部に共通して言えることだが、写真はデジタル化された場合、特に現在の技術によれば、かなり精緻な複製が可能であり、その写真のみが再利用されるなど、独り歩きしかねない。また、このような写真を収集して、データベースを構成し、再提供や営利的に利用することが可能である。

このため、デジタルでの利用拡大の場合には、ストリーミングであっても、再利用など二次流通させることは不可であることなどの注意書きをフッタなどに記載したり、可視透かしを入れるなどして乱用防止措置をとることが必要である。

また、利用に関する責任を明確化するために、登録など利用者を特定した上で利用することもまた必要である。

(2) 図書館資料の送信サービスについて

デジタルデータでの利用は、例えば音声読み上げ機能を利用できるなど、社会的に大変有益

であるとする。このため、前項と同様な措置の上で行われることを前提とすれば、権利制限は否定されない。

ただし、紙よりも汎用性の高いデジタルデータによって流通することによって、権利者の利益は大きく制限されることから、補償金制度などの手当が必要である。補償金と有益性のバランスは難しいが、このサービスが実現することによる社会的な利益を考えると、補償金として有償となっても、実現の意味は大きいのではないかと考える。

(3) その他関連する課題

その他の要件については、必要な事項とは認められるが、順次検討を進めることで十分ではないかと考える。現時点では検討を促すのみとする。

以上